

中華人民共和国パートナーシップ制企業 登記管理弁法（抄録）

2007年5月9日改正

独立行政法人 日本貿易振興機構（ジェトロ）

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

中華人民共和国パートナーシップ制企業登記管理弁法（抄録）

（1997年11月19日中華人民共和国国務院令第236号公布、2007年5月9日「中華人民共和国パートナーシップ制企業登記管理弁法」の改正に関する国務院の決定により修正、2007年6月1日から施行する。）

第二章 設立登記

第14条 現物、知的財産権、土地使用権又はその他財産、権利で出資し、全パートナーが建値を協議する場合、全パートナーの署名のある建値協議確認書を企業登記機関へ提出しなければならない。全パートナーが法定評価機関へ評価の見積もりを委託する場合、企業登記機関へ法定評価機関が発行した建値評価証明書を提出しなければならない。